

私たちは混合診療に反対です
- 「患者申出療養制度（仮称）」創設表明を受けて-

政府の規制改革会議は、これまでの「保険外併用療養費」制度の「評価療養」に加え、患者の申し出により未承認の医薬品などの使用を認める「患者申出療養制度（仮称）」を創設することを提言しました。

私たちは、患者の自己責任のもと「自由診療」が拡大され、混合診療の実質的解禁につながるものになるものとして反対します。

世界一といわれる現在の透析医療技術と生活の質の向上を成した背景には、年齢や性別、社会的立場や所得に関係なく、誰もが安心して治療が受けられる国民皆保険制度が礎を築いたことを、私たち腎臓病患者は長年の活動の経験から知っています。今回の提言は、この土台を大きく崩すものであり、断じて認めることはできません。

懸念点 1

新しく高額な医療が自由診療として保険適用されないまま据え置かれることはないのか。もしそうなれば、経済的理由からその治療が受けられる患者は限定され、国民皆保険の根底が崩れていくことになるのではないかと懸念します。

懸念点 2

安全性、有効性が確立されていない治療は、薬害や医療事故などの健康被害につながりかねません。専門知識のない患者にその選択を委ね、自己責任の下に実施される医療が拡大すれば、医療従事者との信頼関係を損ねることになるのではないかと懸念します。

私たちが求めているものは、必要な治療を誰もがお金の心配なく保険で受けられるしくみであり、自由診療が拡大される混合診療の解禁ではありません。長期慢性疾患の患者は、医療従事者との信頼関係が重要であり、安全性と有効性が担保された医療が継続されるよう国民皆保険制度を堅持することを強く求めます。

2014年6月19日

一般社団法人 全国腎臓病協議会
会長 今井 政敏